

## 事前相談に必要な書類

1. 付近見取図・・・・・・・・・・○ 次の内容を表示した図面（明細地図等の利用可）
  - (1) 申請地を中心とした半径500mの円の内側に存する住宅
  - (2) 半径1000mの円の内側に同業同種店舗等又は同品目店舗がある場合は当該店舗の位置
2. 公図の写し・・・・・・・・・・○ 法務局（登記所）保管のもの（閲覧日を記入）  
○ 範囲は敷地とその周辺とし、対象敷地を赤枠で明示
3. 土地登記簿謄本・・・・・・・・・・○ 法務局（登記所）発行のもの
4. 理由書・・・・・・・・・・○ 当該地に店舗を建設する理由（申請者の現在の事業内容、住居との関係も記入のこと）
5. 事業計画書・・・・・・・・・・○ 営業収支計画、建設資金計画、販売品目等の調書
6. 法令による許認可書等の  
写し又は調書・・・・・・・・・・○ 店舗等の営業に必要な許可書、免許証等の写し又はそれらの取得状況の調書
7. 住民票・・・・・・・・・・○ 申請者、その他必要と認められる者のもの
8. 住宅戸数調査表・・・・・・・・・・○ 付近見取図に対応した区域内の住宅に居住する人の氏名及び住所の調査一覧表
9. 同業同種店舗等又は  
同品目店舗調査表・・・・・・・・・・○ 付近見取図に対応した同業同種店舗等又は同品目店舗の販売品目等内容を調査した一覧表
10. 敷地現況図・・・・・・・・・・○ 敷地の地形、道路の名称・幅員等を示したもの
11. 計画図・・・・・・・・・・○ 計画地の建物配置、建物平面、面積等を表したもの

(注意) ※ 相談の内容によっては、このほかにも必要書類の追加又は省略できる場合があります。  
※ 申請地が「農地」の場合は、別途、農地転用等（市町村の農業委員会）の事前相談が必要です。  
※ 法第34条第1号の運用基準（手引きに掲載）があります。